



定款、規約、規程等の 違いについて

Question

組合には、定款、規約、規程等が設けられていますが、その違いについて詳しく教えてください。

Answer

組合には、組合の組織活動のために必要な具体的方針あるいは一定の基準を定めるものとして、定款、規約、規程等があります。

定款は、組合は、法人として法律上、人格が与えられ、権利義務の主体となる事が出来ますが、法人は自然人のように固有の意思能力は持ちません。そこで、組合が活動をする場合、その活動の基準を定め、あるいは組合を組織している組合員相互の関係又は組合員と組合との関係を規律する一定の基本的法則がなければなりません。この基本的規則が定款であり、組合の存立に欠くことのできない重要項目を定めたものです。また組合の組織・運営等についての基本的な内部規律を定めた自治規範となります。したがって、定款の設定及び変更については、総会の特別議決によることとなり、所管行政庁の認可を必要とします。定款の様式については、法令で定められていませんが、全国中央会が策定している「定款参考例」を参照していただき、社会経済情勢の変動その他の理由により組合の実情にそぐわなくなったときは、遅滞なくその内容を変更する必要があります。

規約は、組合の組織や事業運営等に関して、組合と組合員間を規律する自治規範で

あり、その設定、変更及び廃止には総会又は総代会の普通議決を必要とします。主として、組合員の事業利用や経費の負担など、組合員の権利・義務に直接影響を及ぼすような事項を定め、規約の内容は、定款で定めなければならない事項は除かれるので、定款で定められた事項の運用細則ないし事務的事項に限られます。例として共同事業運営などの業務に関する委員会運営規約、役員選挙または選任の手続きに関する役員選挙（選任）規約などがあります。

規程は、組合の事務執行上に必要な関係を規律するものであって、直接組合員の権利義務に影響を及ぼすことのない事項に関する内規であり、その設定、変更及び廃止は理事会で行います。例として給与規程、旅費規程などがあります。なお、規定とは、法律、定款、規約、規程などそれぞれに定められた個々の内容を指すもので、「規定」とは明確に区別する必要があります。また、規則とは、法令、定款等で定められた事項に基づき、業務の運営およびその取扱いについて定めたものをいいます。例えば就業規則、文書取扱い規約などがこれに該当します。